

3 薬 第 1 2 6 5 号
平成23年12月15日

京都府学校薬剤師会 会長 様

京都府健康福祉部薬務課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の適正な管理について（依頼）

平素は、京都府の薬務行政の推進に格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

本年12月17日から18日にかけて、京都市内において、日韓首脳会談の開催が予定されており、これに伴い平成23年12月15日付け生企第5090号で、京都府警察本部生活安全企画課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴団体の会員等に対し、毒物及び劇物の適正な保管管理を徹底並びに毒物及び劇物の漏えい、盗難、紛失等の事故が発生した場合の関係機関への届出等、迅速かつ適切な措置が講じられるよう、今一度周知徹底いただきますようお願いいたします。

担 当	審査担当
電 話	075-414-4788



生企第5090号
平成23年12月15日

京都府健康福祉部薬務課長 様

京都府警察本部生活安全企画課長



毒物及び劇物の適正な管理について（依頼）

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、警察業務の各般にわたりまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、12月17日から18日までの間、京都市内において日韓首脳会談の開催が予定されており、当府警察では、警護警備における事件事故の未然防止を図るため各種施策を進めているところであります。

万が一、毒物及び劇物が誤って取り扱われ、或いは不正に流出しますと、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されるところでありますので、貴職におかれましても、関係団体等に対し、下記事項について指導を強化されるなど適切な措置が講じられますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 毒物及び劇物の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 毒物及び劇物の販売時における身分確認と購入目的の確認を徹底すること。
- 3 毒物又は劇物が盗難又は紛失事故及び不審者の立ち回り事案などが発生した場合には、直ちに警察へ連絡すること。
- 4 毒物及び劇物取締法等関係法令を遵守すること。

担当 生活安全企画課危険物係 電話 075-451-9111 内線3058
--